

アルプちゃん着ぐるみ貸出要領

1 主旨

一般財団法人松本市芸術文化振興財団（以下、「財団」という。）は、松本市全体をPRするため、市民活動グループや団体及び企業などが企画・実施しているイベント等で適当と認められるものに貸出するものとする。

2 利用手続き

(1) 応募資格

市内に在住、在勤、在学の市民活動グループや団体及び企業

(2) 貸出条件

- ①個人・団体のマスコットとして独占的に使用しないこと。
- ②政治・宗教・思想、営利等の活動に利用しないこと。
- ③法令及び公序良俗に反しないこと。
- ④松本市のイメージを損なうような使用をしないこと。
- ⑤補助者が必ず1名以上付くこと。
- ⑥大切に扱うこと。（壊した場合、弁償してもら場合があります。）
- ⑦火気・水気に近づけないこと。
- ⑧着ぐるみで事故等があった場合、主催者の責任とすること。
- ⑨着ぐるみ内は高温になるため、中に入っている人のケアを随時行なうこと。
- ⑩イベント保険等に必ず加入すること。
- ⑪主催者以外は使用しないこと。

(3) 着ぐるみに入る者の制限

- ①中学生以上（18歳未満は必ず保護者または責任者の同意を得てください。）
- ②身長170cm程度（身長の高いかたは動きづらくなります）

(4) 提出方法

「アルプちゃん着ぐるみ使用承諾申請書」に必要事項を記載し、松本市役所地域づくり課市民活動サポートセンター（松本市役所大手事務所2階）へ郵送・FAX・Eメールで提出

(5) 注意事項

- ①申請者は、予約が取れ次第、7日以内に申込書を提出してください。
- ②貸出用のアルプちゃん着ぐるみは2体です。貸出期間が重複する場合は希望に沿えない場合があります。

3 その他

(1) 審査・承認

財団は、提出された申請内容を審査し、「アルプちゃん着ぐるみ貸出承認書」により速やかに通知する。

(2) 着ぐるみの返却

着ぐるみは、原則として、利用終了日の翌日に返却する。但し、諸事情により指定期日までに返却が困難な場合は、適宜相談する。

4 留意事項

(1) 管理者は、利用承認書をすでに交付した場合でも止むを得ない事情があると認めた場合は、利用承認を取り消すことができる。

(2) 着ぐるみの利用にあたって必要となる搬出入は利用者が行なうものとする。

(3) 雨天等で天候が悪化している場合の屋外利用は認めない。

(4) 着ぐるみの利用に際しては、安全に十分配慮するとともに、補助者が必ず1名以上付くこととする。

(5) 利用の際に着ぐるみに損傷を生じさせた場合、その損傷は利用者の責任において修理、修復をすること。なお、通常の利用により相当と認められる損耗についてはこの限りでない。また、修理、修復が困難な状態まで損傷した場合においては、利用者が代替作成費用を負担すること。

(6) 着ぐるみの利用に際しては、常に安全等に留意し、利用に当たって発生した事故等については、利用者の責任において適切に処理すること。

(7) 着ぐるみの改造は認めない。

(8) 虚偽の申請により着ぐるみを利用しようとする者または上記条件に反する者が主催する行事等に対しては、利用承認を取り消すものとする。

(9) 子どもたちの夢を壊さぬように、別紙「アルプちゃん心得」をしっかりと読み、利用するものとする。

着ぐるみの貸出業務については、

松本市市民活動サポートセンター

松本市大手3-8-13

TEL・FAX 0263-88-2988

アルプちゃん管理全般については、

松本市文化振興課内

(一財) 松本市芸術文化振興財団

松本市大手3-8-13

TEL 0263-34-3293